

平成27年度 第12回安城市定例教育委員会会議録

日 時 平成28年2月18日(木) 午後3時

場 所 教育センター会議室

出席した委員 大見 宏 委員長
船尾恭代 委員長職務代理者
都築雅人 委員
鳥居恵子 委員
杉山春記 教育長

出席した職員 杉浦三衛 教育振興部長
神谷秀直 生涯学習部長
寺澤正嗣 生涯学習部次長
早川雅己 総務課長
渡辺恭二 総務課主幹
兵藤伸彦 学校教育課課長
沓名 勉 生涯学習課長
野畑 伸 スポーツ課長
岡田知之 中央図書館館長
石川芳弘 中央図書館主幹
牧 浩之 文化振興課長
杉浦多久己 子ども課長
筒井良廣 総務課課長補佐

傍聴者 なし

開 会 午後3時2分

日 程

第 1 前回会議録の承認

平成28年1月28日開催の定例教育委員会会議録

第 2 委員長、教育長等の報告

<委員長>

2月 1日 総合教育会議

2月 6日 梨の里小学校開校10周年記念式典

2月10日 西三河地方教育事務協議会

委員長・教育長会議

- 2月14日 安城市民デンパーク駅伝大会
<教育長>
- 2月 1日 総合教育会議
- 2月 2日 交通安全推進協議会
- 2月 3日 生涯学習推進計画策定委員会
- 2月 4日 教育センター企画運営委員会
現職教育常任委員会
- 2月 5日 シルバーカレッジ卒業式
- 2月 6日 梨の里小学校開校10周年記念式典
三河PTA研究発表大会
- 2月 8日 第2回校長面接
- 2月10日 錦町小学校学校訪問
西三河地方教育事務協議会
委員長・教育長会議
- 2月12日 安城市教職員組合定期大会
- 2月14日 安城市デンパーク駅伝大会
- 2月16日 定例校長会
市防災会議
- 2月17日 スポーツ振興計画策定委員会

以上に出席しました。

第 3 議題

- (1) 安城市奨学金支給条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議題(1)について総務課長説明する。

内容：奨学金の支給月を事務の実態に合わせるために7月から9月へ変更する。

大見委員長：奨学金の支給月ですが、4月から9月までのものを9月に6ヶ月分支払うということによろしいですか。

総務課長：そうです。

大見委員長：ちょっと後払いになってしまいますね。

総務課長：1期目の支払いだけは、少し後払いになってしまいます。

(全員異議なし承認)

(2) 安城市教育委員会表彰について

議題(2)について学校教育課長説明する。

内容：安城市教育委員会表彰要綱に従い、3月をもって退職する教職員及び市内在職20年となる教職員に感謝状を贈呈したい。

(全員異議なし承認)

(3) 平成27年度卒業式の祝辞について

議題(3)について学校教育課長説明する。

内容：安城市教育委員会として、小中学校の卒業式に祝辞を送りたい。

小学校では、特許を取得した安城の小学生と発明家エジソンの話、中学校ではノーベル医学生理学賞を受賞した北里大学特別栄誉教授の大村智氏の話を取り上げている。

都築委員：中学生の卒業生に向けての言葉ですが、「80歳になってもなお人のためにと力を注いでおられる生き様」という表現ですが、あまり“生き様”という言い方が好きではありませんので、“生き様”という言葉の使い方ですが“生き方”という言葉ではどうでしょうか。

学校教育課長：はい、わかりました。

船尾職務代理者：最後のところなのですが、最後の行の「困っている人の力になる優しさを忘れないでいただきたいと思います」というのは書き言葉としては「ほしい」でいいのではないかと思います。「優しさを忘れないでほしいと思います」ですっきりしていて、それでよいのではないかと思います。

学校教育課長：はい、わかりました。ありがとうございます。

(全員異議なし承認)

(4) 安城市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議題(4)について学校教育課長説明する。

内容：県費負担教員の給与改定に準じ、市費負担教員の給与を改定する。

大見委員長：附則に平成27年4月1日から適用するとありますが、遡って適用するということですか。

学校教育課長：そうです。

大見委員長：そうするとまとめて後から払うということですか。県も同じやり方ですか。

学校教育課長：そうです。市の方は、すべて県に合わせています。

（全員異議なし承認）

（５）行政不服審査法の改正に伴う規則の一部改正について
議題（５）について生涯学習課長説明する。

内容：行政不服審査法の改正に伴い、生涯学習部所管施設で指定管理をしている６つの施設の規則を改正する。

大見委員長：行政不服審査法の審査請求期間が、これまで６０日以内であったのが、３か月以内に改正されたということですか。

生涯学習課長：そうです。

（全員異議なし承認）

（６）第３次安城市生涯学習推進計画策定に係る答申について
議題（６）について生涯学習課長説明する。

内容：教育委員会が諮問した第３次安城市生涯学習推進計画の策定について、計画書（案）をとりまとめたので答申する。

大見委員長：答申を受けて、この後はどうなるのですか。

生涯学習課長：教育委員会委員長からの諮問ということですので、それに対して答申ができました。これをもって教育委員会として、これを推進計画とするという決定になりますので、これが冊子等になって配付されるということです。

大見委員長：今日の委員会で確定し、これがどこへ配付されるのですか。

生涯学習課長：配付先につきましては、関係部署及び議員、他市等関係近隣市にはお配りをします。あとホームページ等で市民には公表させていただくことになります。

（全員異議なし承認）

（７）第２次安城市スポーツ振興計画策定に係る答申について
議題（７）についてスポーツ課長説明する。

内容：教育委員会が諮問した第２次安城市スポーツ振興計画策定について、計画書（案）をとりまとめたので答申する。

大見委員長：内容ではないのですが、イラストが結構使われていますが、著作権は大丈夫ですか。

スポーツ課長：コンサルタントにこの原稿をつくってもらっていますので、その旨は伝えてあります。写真等が入っていますが、肖像権等いろいろありますので、画素数を荒くしたりしなければいけないと思っています。最終的には、表紙の裏に教育長のあいさつを入れていくということもありますので、生涯学習推進計画と合わせて、配っていくところも似ていますので、同じタイミングで配っていこうと思っています。

都築委員長：最後の裏表紙ですが、生涯学習推進計画は平成28年度～平成32年度とかいてあったのですが、これは10年間ですので平成28年度～平成37年度かと思いますが、同じように記載したらどうですか。

スポーツ課長：そこには住所地も記載されています。生涯学習推進計画の方は文化センターの住所が書いてありますが、スポーツ振興計画の方は市役所の住所が書いてあります。こういったところも精査しながら、先ほどの計画の期間も含め、最終的な整理をしていきたいと思っています。

（全員異議なし承認）

（8）安城市教育委員会表彰について

議題（8）についてスポーツ課長説明する。

内容：長年地域スポーツ振興に貢献しているスポーツ推進委員の瀬戸井明人氏に、安城市教育委員会表彰要綱に基づき、表彰状を贈呈したい。

（全員異議なし承認）

（9）安城市教育委員会事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議題（9）について総務課長説明する。

内容：（仮称）図書情報館の会館にあたり、地方自治法第180条の7の規定に基づき、市民生活部の職員に補助執行させる。

（全員異議なし承認）

（10）安城市民ギャラリー美術品等収蔵委員会委員の委嘱について

議題（10）について文化振興課長説明する。

内容：安城市民ギャラリー美術品等収蔵委員会規則に基づき、委員会

委員を委嘱したい。

大見委員長：2月1日からというと遡って委嘱するということですよ。今日議案として出して、今日承認という1日から17日まで空白期間があるわけですよ。そこはいいですか。通常は任期満了であれば、満了するまでに議案として出さなければいけないですよ。この美術品等収蔵委員会規則の第2条というのは、どのような規則なっていたのでしょうか。

文化振興課長：「委員会は、教育委員会の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。」というものです。安城市附属機関の設置に関する条例の中では、少し難しいのですが、市民ギャラリーのところでは、任期が3年と書かれているだけです。しかし、結果としては委員長がおっしゃったように、当然前もってこれをやっておくべきであったと思います。

大見委員長：本当で言うと、他の全員も任期満了になっているのだから、普通だったら任期満了前に次の委員をこのようにしたいというのが議題としてあがってこないで任期が終わってしまうわけです。終わってしまったら、今まで誰もいなかったということになるのだろうけど、実際はそのようにしなければいけなかったと思うのです。別にこの方々にお願いすること自体は良いのだけれど、手続きとしては少し遅かったかなという気がします。一人の方が変わったにせよ、変わらなかったにせよ、任期満了であれば満了前に出さなければいけないのではないかと思います。

文化振興課：申し訳ありません。

大見委員長：変なところで任期が切れてしまうと後で困りますので、とりあえず遡って1日から選任ということによろしいですか。

(全員異議なし承認)

(11) 安城市教育委員会表彰について

議題(11)について文化振興課長説明する。

内容：芸術文化振興のため、書1点を寄附していただいた若杉徹心様、水墨画1点を寄附していただいた神谷季彦様、油彩画1点を寄附していただいた丸山今朝三様、及び水墨画1点、書2点を寄附してい

ただいた赤堀敏彦様に、安城市教育委員会表彰要綱に基づき、感謝状を贈呈したい。

大見委員長：表彰はいつするのですか。

文化振興課長：承認をいただきましたら、速やかに行います。

大見委員長：発展祭とか、何かの会のときに表彰するというわけではないのですか。

文化振興課長：教育委員会の感謝状は、速やかということになります。

総務課長：付け加えさせていただきます。これは、表彰状ではなく感謝状の対象となりますので、よろしくお願いします。

(全員異議なし承認)

(12) 丈山苑の臨時開苑及び夜間開苑の承認について

議題(12)について文化振興課長説明する。

内容：丈山苑の管理に関する規則に基づき、開苑時間の延長をしたい。

(全員異議なし承認)

第4 報告事項

(1) 第31回安城市民デンパーク駅伝大会成績結果について

報告事項(1)についてスポーツ課長説明する。

内容：2月14日(日)にデンパーク及び周辺道路で第31回安城市民デンパーク駅伝大会を開催し、234チームが参加した。

(質疑なし)

(2) 第3次安城市子ども読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

報告事項(2)について中央図書館長説明する。

内容：平成28年1月11日(月)から2月10日(水)まで、第3次安城市子ども読書活動推進計画(案)に係るパブリックコメントを実施したが、意見はなかった。

(質疑なし)

(3) 平成28年度市民公募文化事業の選定結果について

報告事項(3)について文化振興課長説明する。

内容：平成28年度市民公募文化事業審査の結果、5事業が選定された。

(質疑なし)

(4) 寄附について

報告事項(4)について文化振興課長説明する。

内容：安城市在住の香村愛子様から日本画3点、東京都在住の久野和洋様から油彩画1点の寄附があった。発展祭で表彰される予定。

大見委員長：久野さんという方は、東京都国分寺の方のようですが、安城との関係が何かあるのですか。

文化振興課長：たまたま、うち(文化振興課)の学芸員の師匠にあたるということがあって、いろいろと講演のことですとか事業のアドバイスをいただいたということがあります。

都築委員：寄附していただいた作品はどこかで展示するのですか。

文化振興課長：コレクション展という展示を年に2回開催しているのですが、その中でテーマを決めて収蔵させていただいたものを展示しています。今展示している加藤孝先生ですとか、作品が多くあればわかりやすく作者ごとに展示できるのですが、細かいものについては収蔵させていただいたものをテーマごとに展示して皆さんに見ていただいております。収蔵庫に納めただけということがないようにしています。

第 5 その他

大見委員長：その他で何かありますか。

総務課長：次回の教育委員会の日程ですが、臨時教育委員会を3月14日(月)午前9時30分から教育長室で、定例教育委員会を4月7日(木)午後2時30分から、教育センター会議室で開催させていただきます。

閉 会 午後4時1分